

| | | | |
|---|--|--------------|--|
| 会議の名称 | 平成27年度第2回個人情報保護運営審議会 | | |
| 開催日時 | 平成27年6月29日(月)午後6時30分～9時40分 | | |
| 開催場所 | 東村山市役所 北庁舎2階第3会議室 | | |
| 出席者 及び欠席者 | <p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員 (市事務局) 當間総務部長・清水総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者：北野雄二委員・水越久吉委員</p> | | |
| 傍聴の可否 | 傍聴不可 | 傍聴不可の場合はその理由 | 会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務部長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度諮問第5号 「認知症アウトリーチチームの訪問支援を依頼するための認知症疾患医療センターとの協定締結(個人情報の外部提供及び目的外利用)」(健康増進課) ・平成27年度諮問第6号 「地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業支援業務委託」(市民相談・交流課) 4. 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度第7回審議会では出された意見に対する回答 ・平成23年度諮問第8号「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業業務委託」における個人情報の取り扱いの変更 ・平成27年7月から行うパブリックコメントの内容及び個人情報保護条例の改正案の概要について | | |
| 問い合わせ先 | <p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p> | | |
| 会 議 経 過 | | | |
| <p>(1) 総務部長挨拶 皆さんこんばんは。昨年度同様に今年度も個人情報保護運営審議会の開催回数が多くなっております。最近では、日本年金機構が100万人の個人情報を抜き取られた事件が話題となっております。このような報道を聞く度に、しっかりと個人情報を管理していかなければならないと思う次第でございます。今回は2件の諮問がございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。</p> | | | |

(3) 諮問審議

- 「認知症アウトリーチチームの訪問支援を依頼するための認知症疾患医療センターとの協定締結（個人情報の外部提供及び目的外利用）」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び健康増進課の回答

- 地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの違いは何か。
 - 地域包括支援センターは、地域住民の保健・福祉・医療の向上、介護予防の取り組みを総合的に行う機関で、市内5ヶ所にあり市が運営を委託している。基幹型地域包括支援センターは、その5ヶ所の機関が包括的支援事業を十分に実施できるよう全面的なサポートを行う機関であり、(社福)東村山市社会福祉協議会に運営委託している。
- 認知症支援コーディネーターは市職員なのか。
 - 基幹型地域包括支援センターの職員である。
- 委託する場合に心配なのは、市職員に比べて受託者の従業員は個人情報保護に関する研修や指導を受ける機会が少なく、セキュリティ体制が不十分になるおそれはないかということである。受託者のセキュリティ体制は、一般的な民間事業者とは違い市と同程度に担保されていると考えてよいか。
 - (情報公開係)受託者の東村山市社会福祉協議会は行政機関ではなく民間組織であり、職員は公務員ではない。ただ、以前から市の多くの福祉系の事業を受託しており、個人情報保護に関する規程も作成している。区市町村ごとにある社会福祉協議会の上に東京都社会福祉協議会、さらに全国社会福祉協議会がある全国組織であり、セキュリティ体制は必要なレベルを担保していると考えている。
- 本事業は本人の自尊心を傷つける可能性があり、かなり難しい事業であると考ええる。個人情報をも目的外利用・外部提供する上で法的根拠はあるのか。
 - 国は「オレンジプラン」という認知症患者の早期発見・治療の施策を進めており、市でも平成29年度までに実施しなければならない事業である。個人情報の目的外利用・外部提供をすることにご本人から同意を得ることは難しいかもしれないが、ご家族から同意を得るようにする。
- 本人やご家族とトラブルが起きたときに、本事業の法的根拠を示せた方がよいと思うので、確認をお願いします。
- 本事業は東京都の事業実施要綱により実施され法規としての性質はもたないので、個人の権利義務に直接作用してはならない。自分が認知症の疑いがあるという意識のない本人等とトラブルが起きたときに、権利侵害だという話に発展しかねない懸念があるので、きちんと対応できるよう根拠の確認をお願いします。
 - 承知した。
- 本事業は地域包括ケアシステムの一環とのことだが、地域包括ケアシステムとはどのような事業なのか。
 - 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるような体制を構築することを理念とする事業である。
- 地域包括ケアシステムは、市が主導となって取り組んでいるという理解でよいか。

- その通り。
- 東村山市には以前から認知症支援コーディネーターが配置されていたという理解でよいか。
- 26年10月から地域拠点型認知症疾患医療センターのアウトリーチチームができたが、年度途中ということもあり当市は本事業に参加しなかった。当市は27年4月から認知症支援コーディネーターを配置している。以前から基幹型地域包括支援センターは認知症患者に係る情報を取りまとめていたが、専門家の認知症支援コーディネーターを配置することで、対応力向上を図るものである。
- 認知症支援コーディネーターは基幹型地域包括支援センターにしか存在せず、地域包括支援センターには相談員やケアマネージャーがいるという理解でよいか。
- その通り。ちなみに地域包括支援センターには、主任ケアマネージャー・保健師又は看護師・社会福祉士の3職種を配置することになっている。認知症支援コーディネーターは配置されていないが、医療職として経験のある保健師または看護師がおり、認知症支援コーディネーターと連携をとりながら本事業を実施する。
- 市における本事業の年間の対応件数は、何件くらいなのか。
- 小平市と西東京市は26年10月から本事業を実施しているが、月に1～2件と聞いているので、年間20件ほどと想定している。
- 協定先である薫風会山田病院（以下「山田病院」という。）には、認知症アウトリーチチームは1つしかないのか。
- チーム数は1つである。
- 多摩北部保健医療圏のなかで、本事業を実施する市町村はどこなのか。
- 東村山市、小平市、西東京市、清瀬市、東久留米市の5市である。
- 諮問書1ページの中段「認知症の方又は認知症が疑われる方の家族やケアマネージャー等」とあるが、この「等」は他に誰を想定しているのか。
- ヘルパーやデイケア施設の職員、近隣住民からの相談を想定している。
- 健康づくり事業のように本人やその家族に対してアプローチをしていく事業が増えていると感じる。本人やその家族への接し方について、様々なケースを想定しておかなければ受診につながらないと思うので、接し方を習熟する必要がある。
- 承知した。
- 東京都に本事業に係るトラブルの相談窓口はあるのか。
- 確認する。基本的に近隣住民からの相談でアプローチを始める前の段階で、受診及び治療を受けてもらうことが望ましいので、認知症サポーター養成講座にも力を入れて取り組んでいきたいと考えている。
- 小学校等で認知症サポーター養成講座を実施している地域もある。
- これまでは学校から依頼があったときに実施していたが、今年度からは市から積極的に声をかけている。
- 虐待対応のように緊急性がないので、本人同意なく市が個人情報をも目的外利用・外部提供することについて法的根拠がない可能性がある。
- 本事業は、認知症の自覚のない本人等から「市や東京都が人権侵害をした」といわれかねない危うさがある。認知症支援コーディネーターがこういったトラブルに対応するのは難しいと思うので、東京都にトラブルに係る相談窓口があるのか確認し、なければ設置するよう働きかけてもらいたい。
- 承知した。

- 諮問書9ページ【認知症アウトリーチチームに関する協定書 第10条(1) 秘密等の保持】に書かれている文章の後に、「協定解除後も同様とする。」という文言を追加してもらいたい。
- 第10条に「乙は、～東村山市個人情報保護に関する条例」とあるが、東村山市の個人情報保護条例には、受託者の従業員に対して「退職後も事業の実施に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない」と書いてあるのか。
 - (情報公関係) 規定している。退職後であっても個人情報を漏らした場合は罰則の対象になる条文になっている。
- 東村山市個人情報保護条例を準用するという理解でよいか。
 - (情報公関係) 市と山田病院の間は委託契約でなく協定書を結ぶので、罰則を委託業務と同様にかかるかは調べてみないとわからない。だが、東京都と山田病院は委託契約を結んでおり、東京都の個人情報保護条例にも同様の罰則規定があるので、市の条例が適用されなくても都条例の罰則規定が適用される。
 - 東京都と山田病院が結んでいる委託契約書のなかに、個人情報の取り扱いに関する特記事項が添付されている。そのなかに「委託事業の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約を終了後も同様とする。」と明記してある。
- 可能であれば、今後はそのような資料も諮問資料として審議会に提出してもらいたい。
 - 承知した。
- 個人情報に係るデータはインターネットを接続していないパソコンで作成し、サーバーに保管するという理解でよいか。
 - その通り。
- 「認知症アウトリーチチーム訪問台帳(以下「訪問台帳」という)③」について、どのタイミングで東京都福祉保健局在宅支援課に送るのか。
 - 支援が終了して訪問台帳を作成した時点の翌月15日までに送る。
- 訪問は複数回行うこともあるのか。
 - その通り。
- 複数回訪問したときは、その都度訪問台帳を送るのか。それとも全ての訪問終了時にまとめて送るのか。
 - まとめて送る。
- 訪問台帳を東京都に送ってしまうと、本格的な治療が始まるときに、認知症患者のデータがなく困るのでは。
 - 東京都に訪問台帳の原本を送るのではなく報告という形で写しを送るので、市や山田病院にも訪問台帳は残る。
- 本事業の個人情報書類及び電子データの移動の流れがよくわからない。また、訪問時に訪問台帳の原本又はそのコピーのどちらを持って行くのかもわからない。今の時代はタブレット端末とサーバーを接続し、紙媒体が残らないよう個人情報の作成及び処理が可能である。システム上の問題により実現できないかもしれないが、東京都に提言した方がいいのかもしれない。また、「訪問台帳①」にのみ訪問支援対象者通算No.が書かれているが、「訪問台帳②、③」には書かれてないので、管理及び廃棄がきちんとできるかどうか疑問である。
- 本事業の流れは複雑なので、諮問書の事業の流れの記載方法としては箇条書きの方がわかりやすい。また、個人情報書類及び電子データの移動の流れも書いた方がわかりやすいと考える。
- 個人情報書類及び電子データの移動及び保管方法については、東京都から指定されているのか。
 - 東京都から指定されている。

- 大量の書類があることで管理が曖昧になること、電子データが市や山田病院等に点在することで紛失の危険が高くなることについて、東村山市個人情報保護運営審議会に懸念している旨を東京都に伝えてもらいたい。認知症にり患している又はその疑いがあるという情報は、センシティブ情報にあたる。それに係る情報が漏えいした場合、詐欺等の犯罪の被害にあう可能性もある。
- 承知した。
- 認知症の方又は認知症に疑いのある方を医療機関の受診につなげたときに、その方への支援は終了となるのか。
- 医療機関の受診につなげることが本事業の目的であるが、一度つなげた後に医療機関を定期的に受診しなくなる可能性もある。そのときは、どのようなアプローチを行うか再度検討する。
- 個人情報書類及び電子データがどこに保管されるのか教えてもらいたい。
- 「東京都には『訪問台帳①、②、③』の紙媒体」、「『訪問台帳①、③』について、市と基幹型地域包括支援センターには電子データ・山田病院には紙媒体」、「『訪問台帳②』について、山田病院には電子データ・市と基幹型地域包括支援センターには紙媒体」が残る。
- 「訪問台帳①、②、③」及び「DASC-21」が、どの機関に紙で、もしくは電子データで残るのかを図にして後日報告をお願いする。
- 承知した。
- 「訪問台帳」は簡易書留郵便で郵送とあるが、郵送時と到着時の確認方法を教えてもらいたい。
- 電話で確認する。
- 「DASC-21」は紙媒体のみでの保管なのか。
- その通り。
- 諮問書8ページ【認知症アウトリーチチームに関する協定書（案）第6条】に「認知症支援コーディネーター等」とあるが、市職員が東京都に報告すると思うので、「等」ではなく明確に書いた方がよいのでは。
- 支援に関わったケースにより、市職員又は認知症支援コーディネーターが報告するので、「等」と記載した。
- 役割を明確にした方がよいと思うので、どちらが報告するのか決めた方がよいのでは。
- 認知症支援コーディネーターを配置していない市町村もあるので、「等」を付けている。当市では認知症支援コーディネーターが報告を行う。
- 念のため、報告はどちらが行うのか基幹型地域包括支援センターに確認をお願いする。
- 承知した。
- (補足) 審議会当日は「東村山市では認知症支援コーディネーターが東京都に報告を行う。」と回答したが、後日、健康増進課で再確認した結果、支援に関わったケースにより市職員又は認知症支援コーディネーターが報告書（訪問台帳①②③とDASC-21）を作成し、その後市職員がまとめて交換便で東京都に送付する形に変更となった。
- 東京都へ報告を出すのはどのような方法で行うのか。
- 交換便（総務課職員が毎朝直接、都庁へ書類を届ける方法）により報告を行う。
- 個人情報保護法には「個人情報とは、生存する個人に関する情報」と規定されているが、高齢者を対象とする場合、事業途中で亡くられる方もいる。山田病院の「個人情報保護に関する細則」第2条で、生存する方に限った個人情報保護規定にしているのは見識的に違うのではと考える。

- 山田病院からは、お亡くなりになられた方の個人情報書類及び電子データは5年保存し、その後の廃棄についても適切に処理をしていると聞いている。
 - 過去のアウトリーチチームが支援した方が亡くなられた場合、山田病院にその情報が伝わる仕組みはあるのか。アウトリーチチームの支援後は介護保険利用などで在宅生活し山田病院へは通院していない方が亡くなられた場合、病院は亡くなられたという情報を知ることができず、その方の個人情報書類及び電子データが永久に病院に残り続けてしまうという問題が起きるのではないか。
 - 亡くなられたことを病院で把握できた場合は、一定期間（5年）後に廃棄するが、把握できない場合は廃棄されないことになる。
 - 亡くなられた方の個人情報書類及び電子データについてはどのように取り扱うべきと考えているのか、東京都に確認してもらいたい。
 - 承知した。
 - 対応件数は年間の20件ほどとの話だったが、本事業が進むに伴い件数が増えていくと思う。件数が増えたときに、現在の「個人情報書類を簡易書留郵便で送る」という方法で個人情報を適切に管理しきれぬか。タブレットなど電子機器の利用も含めて事業をより効率的に実施するとともに、個人情報の管理もしやすくなる方法を東京都には考えてもらいたい。
 - 亡くなられた方の個人情報が病院に残り続けてしまう問題の確認。東京都への報告は基幹型地域包括支援センターからなされるのか、市からなされるのかの確認。簡易書留郵便による受け渡しの際に受領確認をどのような手段で行うのか確かめておくこと。また、山田病院・市・東京都・基幹型地域包括支援センターの間で、個人情報書類と電子データがどう動くのか・それぞれの保管方法について確認し、後日図にして報告をお願いする。
 - 承知した。
- 「地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業支援業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び市民相談・交流課の回答

- 諮問書2ページ【5 コンピュータ・記録媒体・外部接続の有無（2）】に「一度削除した個人情報データは、本社のサーバーを管理している部署でしか復元できない。」とある。本社のサーバーには6ヵ月以上保存してあるという意味なのか。
- 本社のサーバーからも6ヵ月経過後削除されるが、何かの事情で復元の必要があるときは、本社のセキュリティ担当者による復元が可能と聞いている。
- 通常パソコンのデータ削除とは、ディレクトリとデータのつながりの部分を切断する。しかしデータ自体は残っていて特別な作業をすれば復元可能なため、諮問書ではこのような表現になっていると考える。
- (株) JTB（以下「JTB」という。）に宿泊先の手配及び保険の契約をしてもらうのであれば、市からJTBに渡した個人情報を、JTBから更に宿泊先及び保険会社に渡す形になるので、再委託になるのではないか。もし再委託の形になるのであれば、JTBから宿泊先及び保険会社に個人情報の適切な取り扱いをお願いするように依頼してもらいたい。
- (総務部次長) 通常、旅行時の保険に入るときは旅行代理店を通さず保険会社と個人との契約になるのではないか。
- その点も含めて確認をお願いする。

- 承知した。
- 参加する中学生は何人なのか。
- 当市は14名で、男子6名、女子8人である。
- 諮問書23ページ【参加申込書】の管理はどこが行うのか。
- 市で行う。
- (補足) 諮問書には「参加申込書」を6ヵ月で廃棄すると記載しているが、市民相談・交流課で再度検討し、「参加申込書」を5年保存に変更した。
- 諮問書9ページ【9 業務内容(6)】に「乙は、事業実施結果をまとめた実施報告書を作成する。」とあるが、印刷・製本の作業もJTBが行うのか。
- その通り。
- 諮問書9ページ【9 業務内容(6)(ア)】に「参加者作成による作文」とあるが、たとえばJTBは作文を生徒から、その他資料等を市から集めて、実施報告書の企画から製本まで行うという理解でよいか。
- 作文は市が集めてJTBに渡す。
- JTB自身が印刷作業をするのではなく、別の会社に印刷を発注するのであれば再委託の形になるので、これも確認をお願いします。
- 承知した。
- 諮問書25～26ページにアレルギー調査票があるが、アレルギー以外の健康に係る調査票は提出させないのか。
- 前日の体温の記録等は市職員が保管する。必要があれば看護師に報告する。
- JTB職員の誰が随行するのか決まっているのか。
- まだ決まってないが、決まり次第添乗員リストを市に提出させる。
- 本事業の実績報告書は東大和市・東村山市派遣事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が作成するのか。
- その通り。我々職員も実行委員会のメンバーである。
- 実績報告書は市の保存年限に従って適切に保存されるという理解でよいか。
- その通り。東大和市及び東村山市で適切に保管する。
- 諮問書2ページ【5 コンピュータ・記録媒体・外部接続の有無(1)】に「宿泊者リストを送信の際は、パスワードを設定し、リストとパスワードを別のメールで送信する。」とあるが、別のメールで送るだけでは不十分で、別のメールアドレス宛てに送ることが望ましい。
- 諮問書には受託者の目次だけの個人情報保護規程が添付されているが、これではどのように個人情報を保護しているのかわからないので、条文も添付してもらいたい。
- 民間事業者は、自社の個人情報保護規程の細部まで公開してしまうとセキュリティ体制が破られてしまう恐れがあるので、詳細は社外秘にしていることが多い。
- JTBと宿泊先・保険会社、印刷会社に印刷・製本をお願いする場合は印刷会社との関係は再委託になるのか、JTBの契約形態を確認すること。また、JTBが本事業に係る個人情報を削除したときは、削除の完了報告書を市に提出してもらうこと。以上の点をお願いします。
- 承知した。

(4) 報告

- 平成26年度第7回審議会が出された意見に対する回答(総務課)

(情報公関係主事)

昨年度の諮問第14号から第17号について、いただいた意見に対する回答が各課から出されている。本日お配りした「個人情報保護運営審議会の答申の回答」という資料をご覧ください。今回はご質問が多くなっており、主な回答のみご説明するので、のちほど目を通していただきたい

まず、諮問第14号東村山市くらし・しごとサポートセンター運營業務委託及び就学援助世帯情報の目的外利用について、黒丸のご意見の上から4つ目をご覧ください。

- やまて企業組合に、これまでに経験した個人情報保護に関するヒヤリハット事例やそれにどう対処したかを、聞ける範囲で確認してもらいたい。
- やまて企業組合から、これまでの業務で蓄積した事故・ヒヤリハット報告書の提出を確認した。今後もそのような事例があった際は、報告、対処した結果を報告書にまとめて提出を求めていく。

諮問第15号 東村山市通所型介護予防事業（脳の元気アップ教室）の業務委託の黒丸の1つ目をご覧ください。

- 「脳の元気アップ教室参加申込書 緊急時の連絡先」に電話番号を書く欄があるが、携帯電話番号を書く欄を追加してもらいたい。
- 「参加申込書」の緊急時の連絡先に、携帯番号を書く欄を追加した。

諮問第16号 国保データベースシステム利用に係る個人情報の目的外利用及びシステム運用管理業務委について、黒丸の1つ目をご覧ください。

- KDBシステムは全国規模なシステムで、国保中央会と都道府県ごとの国保連合会にセキュリティ面を任せている構造だが、個人情報の取扱いに関する問題が発生したときにKDBシステムを利用する市も責任を問われると思うので、十分に注意してもらいたい。
- ご指摘の点については、その他の様々な委託事業における個人情報の取り扱いも含め、機会を捉えて、東京都国民健康保険団体連合会に対して厳重なセキュリティを確保することを申し入れることとする。

諮問第17号 本庁舎総合受付案内業務委託について、黒丸の2つ目をご覧ください。

- 従事者が退職後に個人情報を口外しては困るので、個人情報保護に関する誓約書を書かせるのかどうかを受託者に確認してもらいたい。
- 現段階では、受託者は従事者を採用する際、特に誓約書は書かせていないが、今回のご意見を受け、受託者と協議を行い、今年度から受託者にて使用している入社誓約書に書かせることになり、これから従事者に書いてもらおうと聞いている。また、今回の仕様書には含まれていないが、来年度から仕様書のなかに「受託者は採用する従事者に個人情報に関する誓約書を書かせる」旨を仕様書に入れ、対応していきたいと考えている。

なお、委員の皆様から出されたご意見ではないが、「総合受付案内業務日誌」について審議会に提出した内容から一部変更した事を報告する。変更内容としては、当初受付件数を1時間ごとに記入する形だったが、実際記入すると細かすぎたため、1時間半または2時間に変更した。そのほか、仕様書等で文言を修正した部分については、修正箇所には線を引いているので、のちほど目を通していただきたい。

○ 「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業業務委託」において、情報の取り扱いの変更報告

平成23年度に諮問し、可の答申をいただいている「要援護者台帳の作成に伴う要援護者情報の目的外利用並びに要援護者台帳管理システム導入及び保守管理作業委託」について、担当の地域福祉推進課から、システムを改修して個人情報取り扱いの一部変更するとの説明があったのでご報告する。変更となるのは、要援護者台帳を作るときの住民基本台帳情報（以下「住基情報」という。）の取り扱いである。

これまでは「各所管が作成した氏名、住所、生年月日、要介護度、障害等級等が書かれている要援護者情報リスト（以下「リスト」という。）」を集約する形で台帳を作成していた。リストに載っている氏名・住所等は、各所管が住基情報や本人からの申請に基づき記載したものである。それを今後は「市民全員の住基情報を一度システムに取り込み、土台の情報とした上で、そこに各所管が持つ要援護者の情報、この人は要介護3だ、障害手帳2級だなどの情報を追加していく」という形に変更を予定している。

システムに取り込む個人情報の種類（個人番号、住所、氏名、生年月日、異動日）はこれまでと同じだが、要援護者の方だけでなく、市民全員の住基情報を最初に一度取り込むというところが諮問時との違いである。

一度取り込んだ後は、これまで通り月1回、障害程度等の更新や、住民基本台帳の異動情報（要援護者かどうかに関わらず、その月に移動した全ての人の転居、転出、死亡等）の取り込みを行い、システムを最新の状態に保つ。

変更によるメリットとして、従前は、それぞれの各所管システムから基本情報を引用していたが、今後は住民基本台帳からの引用に統一される。災害発生時に、「〇歳未満の児童の情報」や「ひとり暮らし、高齢者のみ世帯（住基登録上）の情報」などが抽出できるようになる。これらの抽出機能はこれまでのシステムには無かったものが機能追加されるものであり、東村山市民全員を対象に抽出できるようになる。

目的外利用をする個人情報の種類自体は変わらないため、再度諮問ではなく報告とさせていただいた。改修したシステムの利用開始は9月以降になると聞いている。

- 要援護者台帳情報、住基情報、戸籍情報データ等について、東村山市以外のどこかの地域でバックアップを持っているのか。
- 住基情報や戸籍情報等のバックアップは持っているが、要援護者台帳情報については持っていない。
- システムが常に正常に動くものだと認識していると、このシステムが故障した際の事務処理が機能しなくなるおそれがある。
- 要援護者台帳情報のリストを地域福祉推進課が紙ベースでも持っているので、システムが故障した際はそれを使うことになる。

○ 7月から行うパブリックコメントの内容及び個人情報保護条例の改正案の概要について

7月からパブリックコメントを実施する個人情報保護条例（以下「条例」と

いう。)の改正案の概要についてご説明する。

改正が必要になった理由だが、番号法が制定され、10月5日から住民票をもつすべての方に個人番号が付番される。番号法では、個人番号等を内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)について、それ以外の個人情報よりも利用範囲等をさらに厳しく制限して保護を図っている。同時に地方自治体には、10月から保有することになる特定個人情報について、番号法の趣旨を踏まえ保護のために必要な措置を講じることが求められている。このため条例を改正し、特定個人情報を保護するための規定を整備する。

主な改正点と考え方を説明する。まず、「特定個人情報」、「情報提供等記録」という用語について、第2条に定義を追加する。

特定個人情報の取り扱いについては様々な規定を追加することになる。まず収集の制限として、法令の規定(番号法第20条)に該当するとき以外は、市が特定個人情報を収集することを禁止する規定としたい。

特定個人情報の目的外利用の制限としては、通常の個人情報の目的外利用の制限(条例第7条第1項)よりもさらに厳格な制限をかける。具体的には、市が特定個人情報を収集時の目的以外に利用できるのは、「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるためにやむを得ない場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」のみとする。ただし、情報提供等記録については、収集時の目的以外に利用することを一切禁止する。

特定個人情報の提供の制限としては、法令の規定(番号法第19条各号)に該当するとき以外は、市が特定個人情報を提供することを禁止する。

次に開示、訂正等の請求についてだが、市が保有する特定個人情報(情報提供等記録を除く。)について、本人・法定代理人・本人の委任による代理人の開示請求、訂正請求、消去請求、目的外利用又は外部提供の中止請求ができるように規定する。情報提供等記録については、開示請求、訂正請求はできるようにするが、消去請求、目的外利用又は外部提供の中止請求は認めない。当市では元々、「個人情報保護に関する事務取扱規程」第15条で、歩行困難、遠隔地居住などであれば任意の代理人による開示等請求を受け付ける定めになっているが、条例上は任意代理人の請求について明示していなかった。このため、特定個人情報に限らず通常の個人情報であっても、「本人の委任による代理人」による開示等請求が可能である旨に改正する。

消去請求をすることができる事由としては、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を番号法の規定に違反して収集・保管している場合は、消去請求を認める規定を追加する。

目的外利用又は提供の中止請求をすることができる事由としては、特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用及び提供の制限に違反して目的外利用又は外部提供をしているときは、中止請求を認める規定を追加する。

訂正請求に基づき情報提供等記録を訂正した場合は、必要に応じて総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知する旨を規定する。

他の法令等による開示の実施との調整だが、特定個人情報の開示については、「情報提供等記録開示システム」(以下「マイナ・ポータル」という。)による開示と条例による開示請求の併用を認める規定とする。番号法では、住民票を有するすべての方が、行政機関等が持つ自分の特定個人情報についてインターネットを使って自宅等から容易に確認できるマイナ・ポータルを新設するとしており、マイナ・ポータルを使うと、市に開示請求をするよりも簡易な方法で特定個人情報を確認することができる。現在の条例第27条第2項では、条例以外の法令で個人情報の開示を受ける手続が定められている場合はそちらを利用するものと

し、条例による開示請求は対象外としている。このため、同項の文言「個人情報の開示・訂正・消去及び中止」の後にカッコ書で（特定個人情報の開示を除く）と追加することで、マイナ・ポータルで自分の個人情報の開示を受けた場合であっても、この条例による開示請求が可能であるようにする予定である。

条例改正の番号法に関わる部分については以上だが、まだたたき台でこれから法務課と協議するなかで文言が変わってくると思う。7月末にまた審議会があるので、進捗状況をお知らせする。現時点の資料でお気づきの点があれば、後日、情報公開係に連絡いただければと思う。宜しくお願いする。

- 情報提供等記録は何年残るのか。
→ 7年間残る。
- 個人番号の変更は可能なのか。
→ 可能である。
- 個人番号カードの作成は任意なのか。
→ その通り。
- どれくらい発行される見込みはあるのか。
→ 発行手数料が無料であり、身分証明書にもなるので、住民基本台帳カードよりは発行されると考える。
- 個人番号カードの作成には年齢制限はあるのか。
→ 年齢制限はない。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。